

平成25年1月29日

お客さま各位

岡崎信用金庫

『特定口座約款』一部改定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫『特定口座約款』を、下記のとおり一部改定することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

敬具

記

1. 改定の趣旨

平成25年度税制改正により、「特定口座みなし廃止制度」が終了となったことに伴い、『特定口座約款』の該当箇所を改定しております。今後、一定期間残高がない場合においても、特定口座がみなし廃止となることはございません。

2. 新旧対照表

変更後	変更前
18. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。 ① (略) <u>(削除)</u> ② (略) ③ (略) ④ (略)	18. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。 ① (略) ② 申込者の特定口座において投資信託の残高がなくなった日、または最後に投資信託の分配金を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において投資信託の保管の委託もしくは投資信託の分配金の受け入れが行われなかったとき。この場合、 <u>租税特別措置法その他関係法令の定めるところによりその翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。ただし、特定口座取引継続届出書を提出した場合は、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき、翌年1月1日から2年間特定口座を継続することとします。</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)

(下線部が改定箇所)

3. 改定日

平成25年12月16日(月)

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
 岡崎信用金庫 資金証券部証券営業課

TEL 0120-053-060

受付時間 平日9:00~17:30